

商工業地域活性化支援事業費補助金

商店街等の団体や中小企業者等が行う商工業の活性化を図るための事業について、事業費の一部を補助します。予算の範囲内で補助金を交付しますので、お早めにお申込みください。



◆対象者

次の①～④のいずれかに該当し、かつ⑤と⑥の条件を満たすもの

- ① 中小企業者
- ② 本市の産業の振興を目的として組織された団体
- ③ 中小企業者で組織された団体（商店街を含む）
- ④ まちづくり活動を主体的に行うことを目的として組織された団体
- ⑤ 令和8年2月28日までに事業を完了させること
- ⑥ 暴力団等と関わりが無いこと
- ⑦ 市税等の滞納が無いこと

◎ 申請は1補助対象者につき年度内1回を限度とします。

◆補助対象事業及び補助上限額

事業名	内 容	上限額	補助率
商業活性化事業	商店街等への集客を図るためにイベント等を行うもの	20万円	1 / 2
	上記を指定区域※で行う場合	30万円	
商店街基盤整備事業	商店街の施設等を整備するもの	20万円	
新商品等開発支援事業	商品・製品の開発、試作品の製作を行うもの※1	20万円	
公益事業	社会貢献活動や地域づくり活動を行うもの（指定区域※2に限る）	20万円	
空き店舗活用事業	指定区域※2の空き店舗を活用して行う事業	30万円	
販路拡大支援事業	県外・ウェブサイトで開催される見本市、展示会等への出展（小売を主たる目的とするものを除く）	10万円	

※1 開発する新商品は、下記の要件を全て満たす必要があります。

- ・単に自社にない、自社にあるが色、形、デザイン、素材、大きさ、味などを変えただけの商品ではないこと。
- ・地域産業の振興や地場産品の消費拡大につながる米沢市ならではの商品、または市の魅力を市内外へ発信できるもの。（ふるさと納税返礼品としての採用を視野に入れた商品を含む）
- ・趣味的な商品開発でなく、販売までの事業計画が立てられているもの。

※2 指定区域…米沢市立地適正化計画において「都市機能誘導区域の中心地区」と定める地域のうち、「商業地域」及び「近隣商業地域」詳しくは、裏面に記載の担当までお問い合わせください。

◆補助対象外経費

- ① 補助対象事業を主催し、又は共催する者の関係者及びその同居する親族等に対して支出する一切の経費
- ② 補助対象事業を主催し、又は共催する者の飲食に要する経費
- ③ 家賃、光熱水費
- ④ 敷金及び礼金
- ⑤ 販売に直接要する経費（商品の仕入れに係る経費及び人件費を含む）
- ⑥ 店舗・事務所の賃貸に要する経費
- ⑦ 保守点検、部品の交換等施設等の維持管理に要する経費
- ⑧ 土地の取得、造成、補償等に要する経費
- ⑨ 補助対象事業（商業活性化事業に限る）終了後、当該事業以外の事業等に流用できる機材、消耗品等の購入に要する経費
- ⑩ 消費税及び地方消費税
- ⑪ その他市長が認める経費



◆提出書類(①～⑦を2部ご提出ください。うち1部はコピーでも可)

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書、収支予算書
- ③ 団体の名簿、会則
- ④ 団体の事業計画、予算書
- ⑤ 見積書等、事業費の積算根拠
- ⑥ 誓約書（他補助金を受けていない、暴力団関係ではない旨）
- ⑦ 納税証明書（申請時における最新のもの）

- ◎ 様式は米沢市ホームページからダウンロードできます。
「米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金」と検索
または右記二次元コードから



◆交付の流れ

商工課へ申請書類の提出
↓
補助金の交付決定
↓
事業開始
↓
実績報告書の提出
↓
審査
↓
補助金交付

※スケジュールについては変更する場合があります。

担当:米沢市商工課 商業振興担当
TEL:0238-22-5111(内線4101)